

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

大気汚染対策の必要

リニヤ等の大規模工事との関連

リニヤ新幹線、犬蔵非常口工事での議会質問に対して、岩田まちづくり局長は「建設発生土は約12万 m^3 、一日最大工事車両数は往復で640台が月2回程度ある(黒川線や東名を走行)。作業時間は8時から22時を前提としている」と答弁している。

リニヤ新幹線の地下トンネル工事は10年間以上、鷺沼再開発工事の時期とダブルことが予想される、リニヤの残土搬出には尻手黒川線や東名高速道路が使用される。交通渋滞、大気汚染、騒音、振動、残土搬出など、複合的な影響をもたらす可能性がある。特に交通渋滞、大気汚染などの複合影響を評価に入れる必要がある。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）